草刈専用車（自走式２ｔ級）仕様書

概　　要

　この仕様書は、草刈専用車（自走式2t級）に適用するもので、納入機は下記に定める性能，諸元、各部構造その他を満足するほか、作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

　納入機は昭和26年運輸省令第67号（以降の改定分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については、長野県知事　（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

1.車両

2.0ｔ積載車級

2.車　　体

項目	仕様
(1)機　　関	
形　　式	ディーゼル機関
(2)駆動方式	全輪駆動式
(3)タイヤ	後輪ダブルタイヤ

3.草刈り作業装置

項目	仕様
(1)機　　関	
形式	ディーゼルエンジン機関 動力、油圧駆動
(2)搭　乗　席	キャビン型　クーラー付
(3)操作方式	レバー式
(4)性　　能	
刈　　幅	1,000㎜以上
最大作業半径	3,400㎜以上
最大地上高さ	4,800㎜ 以上

4.　計器類

項目	数量
運行記録計	1式

5.　照明装置類

項目	位置	数量
①補助前照灯（淡黄色）		2 灯
②黄色燈火(散光式(点滅式))	前	1灯
	後	1灯

6.付属装置及び付属品

(1)標識板	(車体後部取付)	1式
(2)取扱説明書		2部
(3)部品表		2部
(4)履歴簿		1部

7.塗　　装

納入機は、国土交通省建設機械塗装基準による。

8.検　　査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い、全般的な機能を検査する。

検査に要する器具、人員などは乙において準備するものとする。

9.保　　証

納入後1箇年以内に設計・製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

10.その他の事項

10-1　製造期日等の指定

納入機は、新品でなければならない。

10-2　灯火散光式警告灯の取付方法の指定

黄色散光式灯（以下「回転灯等」という）の取付方法は、次のとおりとする。

イ）　回転灯等の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付　建設省機発第　473号（以降の改定分含む)」に準じるものとする。

ロ）　回転灯等は、運転室又は作業装置上部に堅固に取り付け、回転灯等の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

10-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

10-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、規制緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行うものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。

ただし、これにより難い場合は甲の指示を受けるものとする。